

平成30年 第6回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年3月27日（火）午後4時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	栗 間 大 介

白井教育長	<p>開会時刻 午後4時</p> <p>平成30年第6回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日は、10名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>はじめに、日程第1、署名委員を決定します。松原委員と石井委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案審議にまいります。</p> <p>はじめに、陳情第1号を審議いたします。前回に続いての審議でございます。</p> <p>まずは、前回、委員の皆様より、ご要望いただいた資料などにつきまして、事務局から説明をさせていただきます。</p>
市川指導室長	<p>前回、委員の皆様から、ご要望いただきました法的根拠と通知等について、まとめたものを机の上に置かせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。</p> <p>既に、教科書採択にかかわる法的根拠、それから周知等の内容については、各教育委員の方々にも、当然、十分ご理解いただいているものでございまして、それにのっとなって、これまでも採択等を行っていただいていたわけなんです。確認の意味も込めて、この場でちょっとご紹介したいと思います。</p> <p>それでは、資料の1ページ目でございます。</p> <p>四角1、これは教科書展示会について関連のものをまとめたものでございます。</p> <p>まず、大前提になるのが、二重線の四角で囲みました教科書展示会についてでございます。こちらは法定展示会というものと特別展示会というものがございまして、まず最初の法定展示会については、これは教科書の発行に関する臨時措置法に基づいて、都道府県教育委員会が行う展示会です。これは、法で定められた展示会という意味でございます。</p> <p>それから、もう一つ特別展示会というのがあるんですが、こちらについて</p>

は、採択替えの年度のみ行っています東京都教育委員会独自の展示会でございます。ですので、他県の状況はよくわかりませんが、東京都教育委員会の指示に基づいて行っているものが、この展示会といったものになります。

法定展示会は毎年行うべきものなんですけれども、特別展示会に関しては、採択替えがあるときのみということになっています。

それから、その下、1番ごらんいただきたいと思います。

教科書展示会の目的についてでございますが、これは、平成29年3月28日付の文部科学省の通知にあるんですが、こちらでは教科書展示会の目的について、教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に、教科書に触れていただくための取り組みと書かれています。ですので、ここで言うと、教科書に触れていただくことが趣旨でございます、基本的にご意見を伺うための会ではないという解釈ができます。

続いて、2番です。教科書展示会の時期・期間についてですが、こちらは法定展示会について定めた法律等でございます、まずでございます。教科書の発行に関する臨時措置法、こちらの第5条に、毎年、文部科学大臣の指示する時期に教科書展示会を開かなければならない。それから2項では、文部科学省令をもって、その基準を定めるとあります。

これを受けた施行規則の法律がでございます、こちらでは、第5条に教科書展示会は6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示するとあります。

さらに、その第2項になるんですが、この指示は告示をもってこれを行うとあります。その告示がちょっと飛びますが、2ページ目の になります。こちらは、平成30年度については、平成30年3月6日付で、文部科学省の告示が出ています。展示会の開始の時期は、平成30年6月15日。展示会の期間は14日間というふうになっています。ですので、もうこの時点で、法定展示会の時期と期間は明確になっているということでございます。

これを受けまして、東京都教育委員会から出されている通知が、2月22日付の事務連絡でございます。こちらは、書かれている内容としては、平成30年度は中学校用「特別の教科 道徳」の教科書が新たに発行されるため、法定展示会に先立ち、特別展示会を行います。とありまして、特別展示会は、法定展示会に先立ち10日間というふうに明記されています。

その下の法定展示会は、これは国と一緒にしますので、省略したいと思います。

こうしたことから、おのずと特別展示会、法定展示会の時期・期間が決められているといったところになります。

それから、2ページ目の真ん中のあたり、3番、展示時間、展示会場の数にかかわる通知でございますが、こちらは平成29年4月17日付で、都のほうから出されている通知では、こういうふうに書かれています。展示会の実施及び運営等は、別添の実施要項によるものとします、とあります。

その実施要項を抜粋しますと、2番、展示時間で、原則として午前9時から午後5時までとするとあります。

なお、地域の実情等を勘案の上、時間延長、短縮等を適宜処理することができるかとあります。

それから展示会場ですが、東京都教科書センターにおいて行くと。ただし、施設等の関係で実施できない場合は、他の施設で展示会を行うことができるとあります。

ちなみに本区において、この東京都教科書センターは、上一色中学校内に、学校教育支援センターというのがあるんですが、そこが指定されています。しかしながら、学校教育支援センターは、部屋の関係で、いろいろな方が閲覧して、手に取っていただくことが難しい状況になっていますので、区立図書館を展示会場としています。

ですから、本区における東京都教科書センターというのは、学校教育支援センター1カ所ですので、そのまま受けるとなると、区立図書館1カ所で展示会場とすればいいんですが、これまでも区立特別展示会については、区立図書館6カ所でやってきていますので、この都の規定をはるかに超える規模でやってきているということは言えるかなというふうに思います。

続いて、これらの法令等を受けて、既に昨年度から準備を進めているんですけども、3ページをごらんいただきたいとあります。

平成30年度の本区における教科書展示会の予定なんですが、こちらの別紙の1と2にも、それぞれ予定が、次回のもの、それから今年度のものとして書かせていただいておりますが、要点のみ3ページにまとめましたので、そちらをごらんいただきたいとあります。

まず、でございます。法定展示会の期間は、平成30年6月15日から14日間の開催となります。これは法に定められたものになりますので、これは変えられないこととなります。

それから、特別展示会の期間ですが、都の教育委員会の通知では、法定展示に先立ち10日間の開催となっています。しかしながら、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第5条では、6月1日から開催可能となっていますので、これを受けまして、本区においては6月1日の金曜日から、法定展示会の前日である6月14日木曜日までの14日間で開催しようというふ

うに考えております。

なお、これは既に前年度のうちから検討してきているんですけども、文化共育部、各図書館の協力により、休日の閲覧も可能になる見込みでございます。

それから、でございます。展示会の会場数についてなんですが、こちらは、私どもに配付されます教科書の見本は、部数に限りがあります。ちなみに、平成29年度の場合は12部でした。ですので、この制限がある以上、会場の増加には限度がございます。

例えば、12部いただいたうち、本区の教育委員さん5名いらっしゃいますので、5名の方が十分ご検討いただくことになると、残りが7部になります。ですので、これまでは、その残り7部のうちに1部を事務局用として使いました。残り6部を区立図書館6カ所で展示をしてきたわけなんですけれども、先般、今年の議会等でも話題になっていまして、地区によっては、ちょっと図書館が遠いエリアが生じたので、それを埋めるためにも、特別展示会の会場を1会場増やして、7会場としたいというふうに考えています。その分、事務局がその期間ないんですが、何とかそこは工夫したいなというふうに思っています。

なお、法定展示会に関しては、これは例年通り中央図書館のみという形で継続したいなと思います。

それから、教科書展示会の時間でございますけれども、こちら文化共育部、それから各図書館のご協力によりまして、各図書館の開館時刻から閉館時刻まで閲覧が可能となります。

以上が、教科書展示会にかかわる通知、それから法令等についてでございます。

続いて、4ページ、ごらんいただきたいと思います。

こちらが、いただいた陳情書で言うと、2番、3番あたりに関係するものなのかなというふうに思いますが、教科書採択そのものにかかわる法令・通知等についてでございます。

まず、4ページの上段、1番をごらんいただきたいんですが、採択の権限と責任、それから採択に係る公正確保というところで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律。通称、地教行法といいますが、そちらの第21条にこういうふうに明記されています。教育委員会の職務権限として、教育委員会は次に掲げるものを管理し、及び執行すると。その六号に、教科書、その他の教材の取扱いに関することとあります。これがもとになっていまして、教育委員会の職務権限として教科書採択が行われることとなります。

それから、教科書の発行に関する臨時措置法であるとか、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などの抜粋を載せています。

重要になるのが、その次の平成29年3月28日付けの文部科学省の通知でございます。この通知の件名が、教科書採択における公正確保の徹底等についてでございます。

こちらの内容を抜粋してちょっと読ませていただきますけれども、まず、4ページの下の囲みですが、その採択については、公立学校において使用する教科書については、当該学校を所管する教育委員会が権限を有しています。このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。ですから、ここで書かれているのは、後ほど公表のところでも申し上げますけれども、採択結果とその理由に関しては、説明責任を果たす必要があるというふうに書かれています。

それから、5ページにまいります。

ここからが公正確保の徹底についてという内容になってくるんですが、まず、(3)です。過大な宣伝活動等への対処について。これが極めて重要なんですが、教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるよう努めること。それから、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること、とあります。ですから、教育委員会として、採択権があるわけなんですけれども、それがきちんと公正かつ適正に行われるようにするということが、ここで明記されております。

それから、2番でございますけれども、採択方法の改善についてという項目がありまして、(1)に採択権者の権限と責任についてという記述があります。その、まず最初に、教科書の採択に当たっては、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずにこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること、とあります。

それから、ちょっと飛びまして、(2)教科書の調査研究の充実についての

ところには、こういうくだりがあります。教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公平・公正に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置をするなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること、とあります。

ここで、ようやく幅広い意見と書かれているんですが、実は、この幅広い意見を反映させるという記述は、この調査研究の充実のところのみしか書かれていません。つまり、本区では、この調査研究は教科用図書選定資料検討委員会が該当するんですが、その検討委員会の場で、保護者等の意見を踏まえるということが書かれていますので、ここはとてもポイントになるのかなというふうに思います。

つまり、採択そのものに関して、例えば学校の教員、それから、一般区民の声を反映させなければならないという記述はどこにもないということです。採択権に関しては、先ほど申し上げたとおり、採択権者の責任が明確になるようになっていきますので、教育委員会の権限として、適正に採択していただくということになります。

それから、さらに、その同じ項目の中に、こういった記述もあります。調査員等が作成する資料において、それぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定または上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること、とあります。

これは江戸川区ということではないんですけども、かつて、幾つかの自治体で、例えば学校の教員が順位をつけたものをそのまま採択していたということが話題になったことがありました。そういったことが絶対ないように、採択権者としての責任をしっかりと全うしていただきたいということが、ここにメッセージとして書かれていると思います。

以上が、教科書採択の基本的な考え方になると思っています。確認のために、ご紹介させていただきました。

それから、5ページの下の方に、採択に係る情報の公表ということで、これは先ほどご紹介したところにもあるんですが、教科用図書の無償措置に関する法律の第15条に、市町村の教育委員会は、義務教育諸学校において

使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由、その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする、とあります。

本区においては、この当該教科用図書の種類に関しては、早急にホームページ等で公開していますし、それから当該教科用図書を採択した理由等については、教育委員会の議事録を公表しているということで、十分対応できているかなというふうに思います。

それから、その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるもの、これは努力目標なんですけど、これについては、6ページ目の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の第7条に、こうということが書かれています。義務教育諸学校において、使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料とありますので、本区においては、先ほどご紹介した教科用図書選定資料検討委員会の報告書は、これに該当します。ですので、こちらについては、例えば区民の方から開示のご請求があれば、この検討委員会の報告書については、開示をさせていただいているような状況でございます。

それから、私からは最後になりますけれども、6ページ目の3番に、区民からの意見書の不開示に関わるものとして、江戸川区情報公開条例を掲載していますので、ご紹介したいと思います。

こちらの第7条に、行政文書の開示義務が書かれていまして、抜粋して読ませていただきますが、開示請求に係る行政文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に当該行政文書を開示しなければならないとあります。つまり、この後ご紹介しますが、その内容に関しては、開示の対象にならないということになります。

まず二号に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものというふうにあります。

これについて、私どもとしては、これまでも、そもそも区民からの意見書は開示を前提にしたものという形で書いていただいているわけではございません。当然、公にすることを前提にしませんでしたので、これまで自由に、それぞれの方の思いであるとか考えを書いていただくことができました。逆に、これを公にすることによって、自由に書けなくなる。つまり、個人の権利が害される可能性があるというふうに考えています。

それから、この条例の第7条の六号に、こういったくだりもあります。実施機関が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、

	<p>次に掲げるおそれ、その他当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとありまして、そのうちの八に、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれというふうにあります。</p> <p>こちらについては、これまでも区民の方々から、幅広い意見をもらうということで教科書調査、それから教科書採択の参考にさせていただいてきました。しかしながら、これらが公になることで、先ほどと関連するんですが、自由に幅広い意見がもらえなくなる可能性がございます。そうしますと、これまで行ってきた教科書調査、採択に影響が出る可能性があるということになりますので、この阻害するおそれというものが懸念されるかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>私からは、以上になります。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p>
柴 田 教育推進課長	<p>私のほうからは、教育委員会の傍聴及び教育委員の任命手続について、資料を提出してございます。</p> <p>まず、1点目でございます。教育委員会の傍聴につきましては、江戸川区教育委員会傍聴人規則として、第3条に、傍聴人は20名をもって定員とする。第2項で、傍聴の申込者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決すると規定をしてございます。</p> <p>次に、2点目でございます。教育委員の任命手続についてでございますが、これはもうご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に、任命について記されておりますが、第2項におきまして、教育委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命すると記されてございます。任命権は、自治体の長にあるということでございまして、私ども教育委員会には、その権限はございません。そのような資料をお示ししてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、数ページにわたりましたの資料について説明いただきましたが、これに関して私どももこのことは重々知っていたわけですが、もし確認するようなこととか、もし何か質問することがございましたら、お願いしたいと思います。石井委員、どうぞ。</p>

石井委員	<p>まず、展示会の期間についてお伺いしたいんですが、法定展示会は、6月15日からの14日間と決まっております、特別展示会は法定展示会に先立つ10日間というのが、これが事務連絡の事項になっているのですが、実際には10日間よりも長く、6月1日から14日の14日間という設定にしております、かつ休日の閲覧も可ということで、ここで休日というのは土日祝日という、そういう理解で、まずよろしいでしょうか。</p>
指導室長	<p>ここでの休日は、土日祝日のことを意味しています。ちなみに、以前は土日祝日に関しては、私どもの臨時職員が対応していた事情がありまして、その関係で土日祝日の閲覧は不可としていたんですけれども、このあたりが図書館等のご協力により可能になります。したがって、この会期中は、特に明記していない場合は、土日祝日もごらんいただけるということになります。</p> <p>参考までに、添付した別紙1に、今年度の特別展示、それから法定展示についてご案内しているんですが、一番下の法定展示の点線の確認のところに、6月25日、月曜日は除くとあります。この日だけ、月に1回の図書館の休館日になっていまして、休館日の閲覧は残念ながらできませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。</p>
石井委員	<p>その表を見ながらお伺いしたいんですが、特別展示会は14日間、丸々7カ所で展示すると、そういうことですね。</p>
指導室長	<p>はい。それが平成30年度に関しては、可能になります。</p>
石井委員	<p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p>よろしいですか。他に。</p>
松原委員	<p>資料ありがとうございました。</p> <p>石井委員とちょっと重複しているんですけど、陳情の第1項のところに展示期間を延長とございます。この視点で考えると、今、資料でありましたように、期間が決められているんですけど、それを延長するという事は、不可能だというような理解でいいんでしょうか。</p>
指導室長	<p>ちょっと補足させていただくと、法定展示会に関しては、国の通知等にもあるように、6月15日からの14日間。これは会場の休館日は入らないん</p>

	<p>ですけれども、14日間というのが決められています。しかしながら、その前に行く東京都独自の特別展示会に関しては、都からの10日間やってくださいという依頼ですけれども、本区においては、10日間を超える14日間展示して、ぜひ多くの方にごらんいただきたいというふうに思っています。今年度は、臨時措置法の施行規則で6月1日から可能となっていますので、実際に、例えば6月1日より前というのは、これはこの法にも規定されていることですので、それ以上の拡大というのは、できないというような状況です。</p>
松原委員	<p>はい。わかりました。ありがとうございます。</p>
古巻委員	<p>例えばですが東京都で特別展示会は必要ないという判断をすれば、そういうことにもなるんですか。</p>
指導室長	<p>先ほどご案内した特別展示会の定義なんですけど、これは都の教育委員会からは、採択外の年度のみ行っている東京都教育委員会独自の展示会というふうになっていまして、都の指示を受けて、各市町村が行っているのが、この特別展示会ということになります。</p> <p>その指示に関して、実は関連の法律がありまして、お配りした資料の4ページの真ん中のあたりに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律があります。ここで、都道府県教育委員会の任務として、第10条に、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言または援助を行わなければならないというふうにあります。これを受けて、都の教育委員会は、区市町村の教育委員会に、様々な情報提供も含めてなんですけれども、指示をしています。</p> <p>ですから、都の教育委員会が先ほどご案内した通知で、法定展示会に先立ち10日間やりなさいというふうに記して送付されていますので、これには、法令上は従うべきであるのかなというふうに思っています。</p> <p>ですので、もしこれが、東京都教育委員会が特別展示会を行わずに法定展示会のみでいいという判断になった場合は、それに従う可能性もあるんですが、今のところは、都の指示が出ている以上は、特別展示会は、その期間以上やるといったものになります。</p>
石井委員	<p>教科書の調査研究の充実についてに関して、お伺いしたいんですが、調査員が作成する資料につきまして、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実</p>

指導室長	<p>に努めることというふうになってございます。</p> <p>一方では、調査研究の資料というのは、要求があれば開示されるというものでございますよね。</p> <p>ちょっと記憶が不確かなのでお伺いしたいのですが、先般の調査研究書が、保護者さんからの意見を踏まえた、そういう書きぶりに仕上がっておりますでしょうか。あるいは、どこかに言及がありましたでしょうか。</p> <p>こちらは、本区のやり方というか、検討委員会の進め方として、その教科用図書選定資料検討委員会の中に、教員の代表の方だけではなくて、保護者代表の方、それから区民代表の方が委員としています。様々なお立場の委員の方の全体的なご意見というか、調査研究の成果としてまとめていただいていますので、調査研究の実際に作成された資料の中に、これが保護者の意見、これが教員の意見という形ではなくて、委員会全体としての意見という形で書いていただいていますので、そのあたりは見ていただいて、これは保護者の意見だとか、そういうことは、おわかりいただけないというふうに思います。委員会全体としての判断として作成されていますので、そういった性質のものだというふうにご理解ください。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。</p>
上野委員	<p>今、石井委員と関連したところ、資料の5ページの2の(2)です。教科書の調査研究の充実についてというところですが、そこで、まず教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公平・公正に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し云々と、こう書いてあるんですね。いわゆる調査委員等の選任権は、これは教育委員会にあるということの理解でいいんですか。</p>
指導室長	<p>そうでございます。教育委員会から委嘱した方が調査員となりますので、教育委員会に決定する権限があるといったところでございます。</p>
上野委員	<p>決定した結果を他のまた機関に同意、承認を得るという手続は必要ないんですか。</p>
指導室長	<p>これは、あくまでも教育委員会として、検討委員会へ依頼をしてまとめてもらっているものですので、ですから、それに関しては、そのまま、検討委</p>

	<p>員会からの報告を教育委員の皆様がご理解いただいて、採択の際の参考にしていただくということですので、他の機関等の承認等は要らないというふうに考えます。</p>
上野委員	<p>要するに、調査員等の選任することが教育委員会の専権であると言っているですね。</p>
指導室長	<p>そうです。</p>
上野委員	<p>その次、今の調査研究の充実についての項の次の丸の項で、下のほうに、当該評定にというのがありますが、調査委員さんがいろいろ研究した結果等の評定ですね。当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意することと。こういうことですが、要は採択権者の責任、権限において、最終的には明確にすることとをここでは言っていると思うんですが、わざわざこういう表現にしたというのは、当該評定に拘束力のあるような取扱いを行うことにより、責任が不明確にならないように留意しろということなので、参考にはさせていただくけども、最終的には自分たちで採択の判断を主体性をもってやると、こういうふうに読んでよろしいんですね。</p>
指導室長	<p>そのとおりでございまして、これは大きな誤解が、かつて一部の自治体であったように思うんですけども、例えば学校とか、本区で言うと、選定資料検討委員会になるんですが、そういった機関を設けている自治体が当然多いんですけども、その中で、作成する資料に、例えば教科書会社が具体的に1番、何々社、2番、何々社といったような形で資料が出てきて、それをそのまま採択しなければならないというような流れがあるのではと、実は過去そういった指摘がありました。</p> <p>ですから、そういったことを踏まえて、あくまでも採択権者は教育委員会であって、学校、その他に採択権はないわけですから、そのあたりを明確にしたいがゆえに、あえて過去のことを話題にしながら、通知にはっきりと国は書いてきたものというふうに思います。</p>
上野委員	<p>わかりました。もう一ついいですか。</p> <p>先ほど説明の中にも、結論的な説明がありましたけど、教育委員会の傍聴及び教育委員の任命手続についてという資料です。その1ページの任命とい</p>

	<p>うところの法4条、そこの2に、委員というのは教育委員ですね。委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有するもののうちから選ぶという、そしてそれは、長は要するに江戸川区で言えば、江戸川区長が、区議会の同意を得て任命するということがはっきり書いてあるので、ここには教育委員会がそれに対して、もちろん任命権はないでしょうが、同意ないし承認、それに準ずるような不可条件は、権限はないということですか。</p>
教育推進課長	<p>こちらは、法律でうたわれているものでございます。これ以上でも、これ以下でもなく、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命をするということです。</p>
上野委員	<p>それと陳情書の一番最後の5です。幅広い層の意見が生かされるよう、教育委員の構成は、性別・年代等を考慮すること。少なくとも、女性の委員は必ず配置することと、こういう陳情がございしますが、これは任命権限がある区長や、あるいは同意権限のある区議会で判断することで、先ほどの規定の中では、こういう陳情書のような具体的なことは書いてないですが、被選挙権を有する、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有するもののうちからと、こういうものの中から選ばれることを期待すると、そういうふうに理解してよろしいわけですね。</p>
教育推進課長	<p>第4条の一番下の第5項を見ていただきたいんですが、地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないと、規定がされてございます。性別ということが入ってございますけれども、少なくとも女性の委員は必ず配置することというような規定ではございません。</p>
教育長	<p>他によろしいですか。</p>
石井委員	<p>教科書展示会に係ることでお伺いしたいんですが、教科書展示会でもって、地域住民の皆様から、B6判ぐらいの紙が提出されるというものがございしますが、あれは意見書でしょうか、それとも感想文でしょうか。はじめに、何か書いてあったように思うんですが。</p>

指 導 室 長	<p>タイトルは、教科書展示会意見書となっています。</p> <p>特にその後は、質問文はなくて、罫線だけ引いてあるというか、枠だけになっているという状況でございます。</p>
石 井 委 員	<p>意見書となっていると、意見を伺うためのものですよというような、そんな捉え方もできるかなと思うのですが、いかがでしょうかね。</p>
指 導 室 長	<p>ただ、実際には、これはあくまでも強制ではなくて、実際に書きたい方が書くといった趣旨のもので、必ずしも意見を聴取するために行っているということではなくて、意見をお持ちの方はどうぞといったスタンスでございます。それを教育委員の皆様にはご参考にしていただいているということですので、ですから、あくまでも教科書展示会の基本的な考え方としては、冒頭ご案内したように、地域住民等の多くの方々が、教科書そのものに触れていただくということが重要ですので、特に大きな問題ではないというふうに認識しています。</p>
石 井 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
松 原 委 員	<p>今のに関連もあるのですが、去年、小学校の道徳を採択したときに、私たちは全ての教科書、8社ありましたけど、日にちを変えてここから持って行って研究をさせていただきました。それは、まさに公正・公平に研究することができたんですけど、今年もそういう形で行いたいと思っています。</p>
指 導 室 長	<p>そうですね。ただ、これも国の通知でちゃんとうたわれていまして、実際のところ、過去、ある自治体の話だと思うんですが、教育長、それから教育委員の皆様が、時間的に十分ゆとりをもって、十分に教科書をごらんいただけなかったという例があるそうなんです。そこで、国の通知にも、教育長及び委員が十分な時間的余裕をもって教科書見本を閲覧し、その内容について、適時吟味することができるような環境を整えることが必要であるというように書いてありますので、これも受けまして、教科書展示会の会場を増やすんですが、教育委員の方々には、しっかり手に取って、十分吟味いただくように、私どもも考えていますので、引き続きお願いしたいというふうに思います。</p>
教 育 長	<p>それは当然のことですね。教育委員会が責任をもって、採択権者として選</p>

上野委員	<p>ぶわけだから、それを子どもが読んでいなくて選ぶということはありません。</p> <p>念のため、最後に。今に関連してですが、5ページの(2)の最後の丸のところ。調査員が作成する資料によると、それぞれの教科書について、何らかの評定をする場合であってもということで、これは調査員の先生方の、一つの評定なんです。評定と理解していいと思うんです。言葉が評定と違ってあります。その資料及び評定について、十分な審議を行うことが必要であるということで、これは我々、今まで十分検討させてもらっていますが、ここに書いてあることは、むしろその反面で、必ず調査員の先生が選んだ評定に基づいて、首位になっている教科書や、あるいは上位になっている教科書の中から、そういう首位とか、上位とかという評定に、拘束力のあるかのような取り扱いを行わないようにという趣旨なんです。だから、それで採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。こういう規定の仕方というところを我々は、調査員の先生方がせっかくやってくれたことは、ちゃんと熟読して検討するということが、これは大切です。大切ですけど、それに頼ってはいけないというところが、重要な規定なんじゃないかなと理解をします。それでよろしいですね。</p>
教育長	<p>これは決して調査員の皆さんの人気投票とか、そういうことではないということですね。子どもがきちんと考えて、採択権者として責任をもって選びましょうということですね。十分だと思います。</p> <p>そういうことでございまして、大体皆さんから、いろいろご意見をいただきましたが、今日は資料提出いただいた、そのことに関しましての確認、それから一部意見もございましたが、結論は次回の審議にしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、本日は、陳情第1号は継続といたします。</p> <p>次に、第14号議案、人事制度及び組織の改正に伴う関係規則等の整備についてを議題といたします。</p> <p>本件は、新年度の人事、組織に関する事項を含みますので、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。</p> <p>この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>

<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>全員賛成でございます。 これより、会議は秘密会といたします。 それでは、秘密会となりますので、傍聴人の方は退出願います。 なお、秘密会終了後の再入室は可能でございます。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 最初に、教育委員会後援名義の使用承認についての報告にまいります。事務局から、説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>後援名義の使用申請が1件ございます。 行事名、江戸川よさこいMyフェスタ2018でございます。 教育委員会の後援は2回目となっております。 実行委員長より、申請がございまして、事業の目的、概要ですが、幼い子供からお年寄りまで、世代を超えた人たちが踊りを通じて触れ合うことができる心豊かな交流の場を設営し、地域や家族、大人と子供たちの心のきずなをより深めるということでございます。 区の後援も受けている行事で、教育委員会としては2回目ということでございます。 実施日時であります、30年7月16日、祝日と。 会場は、葛西臨海公園汐風の広場、展望の広場ということで、1チーム6,000円の参加費、ただし、小中学生、高校生チームは3,000円ということでの経費徴収があるというものでございます。 お手元には1枚、昨年のフェスタの実施のチラシをお配りさせていただきました。ちょっと裏面を見ていただきますと、午前の部では、南中ソーランコンテストというのが行われて、この中では、小岩四中、二之江中、北小岩小学校が昨年参加しています。こちらはコンテストということで行われまして、午後については、今度は自由演武コンテストということで、二つの会場に分かれて、南中ソーランとはまた別に、自由の演武ということで、こちらには、昨年は北小岩小学校が参加をしているということが読み取れると思</p>

	<p>ます。</p> <p>また内容については、これからということですが、今回は第2回目の後援名義の申請ということですが、</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>1チーム6,000円というんだけど、1チームは何人かという人数制限はありますか。</p>
教育推進課長	<p>特に人数制限はないと思いますが、ステージの大きさは、もう決められていますので、そこで各チームでわかっていると思います。</p>
上 野 委 員	<p>6,000円というと、一人頭幾らぐらいになるのかなと。</p>
石 井 委 員	<p>これ、葛西臨海公園の汐風の広場というところでやるんですけども、私、何回か見たことがあるんですけど、一つのチームが、大体20から30人ぐらい、そんなイメージでした。この行事としては、全国区という、そんな感じがいたしました。</p>
上 野 委 員	<p>それは、石井委員が、今回は2回目だけど、1回目を見たということ。</p>
石 井 委 員	<p>ではなくて、何回もやっているんです。</p>
教 育 長	<p>後援が二度目ということ。</p>
川勝学務課長	<p>私も文化課というところにおりまして、この菱山さんという方がずっと活動して、区民まつりの担当でもあったんですが、そういう活動をずっとやって、もう全国展開になっていまして、文化課では後援名義を承認しています。あと、今、こちらは2回目ということですけども、かなり最初は小さいところから始めていて、徐々に徐々に全国展開になっていったというような団体であります。</p>
松 原 委 員	<p>ということは、ここにありますように、小中学生、高校生も含むんですけ</p>

	ど、3,000円という参加費は、もう全国的に同じようにやっているんですか。
教育推進課長	実は、この南中ソーランは、本当に全国でいろいろな大会をやられていますので、参加する方は本当に、それこそ北海道の方までチームで行ってやって、やっているところを探しているようなぐらいやられていますので、どれがどれぐらいなのかというのはちょっと、会場とか、そういうことにも影響されるんだろうとは思いますが。
石井委員	大変いいことだと思うんですね。駅前などいろいろなところでやっていますが、参加費が小中学生の場合に、もうちょっと安ければとか、無料であればもっと参加するのかなと思いながら見ていたんですけど。
教育推進課長	周年行事でも、いろいろなところでやりますし、体育祭、運動会でもやられていると思いますけども、確かに、ここに出るというのは、結構大変なんだと思うんですね。レベルもあるんだろうと思いますし、周年行事に行くと、やっている学校さん本当に多いですよね。
上野委員	これは高校生以上、いわゆる、大人といってもいいと思うんですけど、その人たちのほうがチームとしては、人数は圧倒的に多いんですか。
教育推進課長	この大会自体はちょっとわからないんですけども。
石井委員	まさに、そんな感じですよ。本当に、県代表みたいな感じで、移動するときも、ザッ、ザッ、ザッという感じで。
上野委員	教育委員会だから、高校生とか中学生とか、気になったもので。
教育長	今年は7月16日、祝日ですから、もしよかったら。
石井委員	それで質問なんですけど、区内の小学校、中学校に対しての周知といいましようか、参加を求める、促す、あるいは参加してもいいよというようなことをどのぐらいやってくださっていますでしょうか。
事務局	代表の方が、新規参加者の掘り起こしというのに大分力を入れたいという

	<p>ご意向を持ってしまして、実は昨年 of 定例校長会にもおいでいただきまして、各校長先生にもお声がけをしております。今年も同様にできればいいなというようなご依頼は、実はいただいているところでございます、やり方は、いろいろ今後相談という形になっているのかなと思います。</p>
石井委員	なるほど。そういうことでしたら、ありがたいですね。
古巻委員	これは、いつもこの時期なんですか、大体。
教育推進課長	この時期にやられていると。
古巻委員	野外で。どうでしょうか、その辺の安全・安心性といいますが、事故等については、ちょっとそのことを気にしてしまうんですけど。
教育推進課長	<p>現場には行っていませんけれども、都立臨海公園の大きな広場で行われています。</p> <p>この方々は、実は先ほど来、お話あったとおり、地域祭りやなんかでも、大分前からやられていますので、西小岩祭りですとか、北小岩祭りですとか、そういうところにも参加をされている。大人のチーム、子供のチーム、それぞれいらっしゃって、ずっとその地域の中での活動、古くからやられておりました。</p> <p>先ほどのポスターは、小中全校に配布をしていただいております。</p>
教育長	<p>全部グループですからね。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	この報告事項を了承させていただきますが、次に、平成30年度小学校科学教育センターの運営についての報告にまいります。
指導室長	<p>配布させていただいた資料をごらんいただきたいと思います。平成30年度小学校科学教育センターの運営についてというペーパーを用意しました。</p> <p>この科学教育センターについては、28年度の教育委員会の事務事業の点検評価の際にも、ちょっと話題にさせていただきました。</p> <p>現状からまず、ご案内したいんですが、資料の1番ごらんいただきたいと思います。</p>

思います。

平成29年度までの状況としまして、今年度と27、28年度を加えて、小中学校別の応募者数、それから、実際に受講できた児童・生徒の数、それから、残念ながら定員等の関係で受講できなかった人数を記させていただきました。

ごらんいただくとおわかりのとおり、小学校については、年々この応募者が増えているような状況でございます。ちなみに、平成27年度506名だったのが、平成29年度は628名と、100名以上増えているような状況でございます。

それに伴いまして、それぞれセンターごとに募集定員を定めていまして、受講者数は、ほぼ毎年400名ということで、やむを得ず超えた分の児童に関しては、5年生から抽選という形で、お断りをしていたというような状況でございました。それでここ数年対応してきたわけなんですけど、しかしながら、平成29年度さらに、それが増えまして、応募された児童の36%に相当する226人をお断りするような事態になりました。

右側、中学校に関しては、応募者数が例年150名前後を行ったり来たりの状況でございまして、中学校の定員に関しては、大体200名程度なんですけど、かなり、ゆとりのあるような状況が、まだ続いています。早急に小学校に関しては、受講できなかった人数を減らす必要が、なくす必要があるだろうというふうに、私どもも課題認識を持っています。

その中で今回、小学校については、運営方法を見直す時期にあるのかなということで、この資料の内容になるということでございます。

2番の募集対象については、小学校については、これまでどおり、5年生、6年生で続けたいというふうに思っています。

3番、各センターの募集定員なんですけど、平井センターから下小岩センターまで、平成29年度ベースで申し上げますと、九つのセンターの合計としては400名でした。実際には600名を超える応募者がありますので、この先も増える可能性が十分あります。ですので、ひとまず、これを倍にする計画を立てました。それが右側、平成30年度は、平井センターから下小岩センターまで、平成29年度までの人数をそれぞれ倍にしています。

しかしながら、倍にするとなりますと、当然、指導員の確保、それから会場の確保、日程の確保が非常に厳しくなります。実際に、これまでは同じ子供たちが、年間16回指導を受けていたんですけども、16回指導員を確保できる日数としては、もはや限界にあります。実際に年間約50週ある中で、子供たちの行事であるとか、学校の行事等を引いていきますと、恐らく

実施できるのが、年間16回ぐらいが限界だろうというところで、なおかつ募集定員も増やしたいということで、これは苦渋の選択なんですけど、4番ごらんいただきたいと思います。これまで、一人当たりで年間16回で実施していたものを8回ずつ、違う子供たちを対象に実施するという方法を取らせていただきたいというふうに思っています。

ですから、申し込みがあった受講者をAグループ、Bグループ、それぞれ会場ごとに分けまして、例えば6月から2月まで表にしてありますけれども、6月9日と6月23は、と書いてありますが、これは同じ内容を別の子供たちを対象にやると。そういうふうにやって、何とか、多くの子供たちの期待に応えたいなというふうに思っています。

その表の下に、米印で書きましたけれども、それぞれA・Bグループの編成については、教育委員会のほうで決定するんですけども、これはこれまでと同様なんですけど、2回目から8回目の日程については、それぞれのセンター校の同様事業や学校行事と地域の行事等も考えながら決定していきますので、このあたりは、より多くの子供たちが、確実に出席できる日程を選んでいきたいというふうに思います。

それから、回数が減ることによって、当然プログラムについて精選する必要がございます。

その観点として、回数は減るんですけども、内容のいいプログラムを展開していく必要があるだろうというふうに考えていますので、8回のプログラムを精選するに当たっては、これまでに年間16回実施してきたわけなんですけれども、その中で、子供たちから評価が高かったプログラムであるとか、それから、例えば学校の理科の授業や家庭で同じような体験ができるものではなくて、この科学教育センターならではのものを精選していく必要があるだろうなというふうに思っているところでございます。

こちら、事前に協議等を踏まえ、こういった形で報告させていただいたのは、ちょっと理由がありまして、募集期間が4月10日から行わないと運営ができないような状況でございますので、この時期に報告という形で説明させていただいたところでございます。

こちらの周知については例年どおりなんですけど、区のホームページ、それから「広報えどがわ」に掲載するとともに、学校を通じて、小学校では5・6年生全員に募集案内を配布する予定でございます。

内容は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問等ございましたら、

<p>松原委員</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>本当にありがとうございます。</p> <p>こんなに小学生が希望多いというのも改めてびっくりした次第なんですけど、一つのセンターが大体40人を超えちゃっているんですよ。これ一班を例えば5人で割ったって9班。非常に理科室は、目いっぱい状況で維持されるということで、A・B、二つのグループは、これはもうやむを得ないというふうに思います。子供たちの希望をやっぴりかなえるためには、こういう方策しかないのかなと思います。</p> <p>ただ、現場としているセンター長の校長先生をはじめ、指導員の先生方の協力、協働体制というんですかね。来年度は、私も行ったことがないので、ちょっと顔を出そうと思っているんです。本当に関わっている先生方、特に小学校は理科専科の先生方が多分、余り多くないと思うので。</p>
<p>指導室長</p>	<p>ほとんど、いないです。</p>
<p>松原委員</p>	<p>かなり、ご苦労されていると思うんですけども、ぜひ、このようにお願いしたいなと思っています。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。実際、携わっていただいているところだそうで。他に、いかがでしょうか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>まず、センターの運営については、本当にありがとうございます。もう、すばらしい立案で、何も言うことはございません。</p> <p>一方で、関わってくださる先生方に対してのことを今ちょっと考えていたんですが、授業の達人等々ございますよね。それに似せるような格好で、例えば5年、10年、15年関わってくださるたびに表彰を行うような、あるいは何年以上でもいいんですけども、そんな表彰事項をお考えいただけるとありがたいなと。例えば、科学教育マイスターとか、そんなような、ちょっと格好いい名前なんかもお考えいただければと存じます。</p>
<p>指導室長</p>	<p>検討させていただきます。</p> <p>実際にいろいろな方がいらっしゃいまして、特に中学校よりも小学校は、その要素が強いんですが、かなりベテラン層から、もう教員を引退された方が、市民講師としてそのままという方が多いんです。なので、若い先生も多</p>

	<p>いんですが、若い先生は、当然5、6年たつと異動して行きますので、いなくなるんですけども、市民講師レベルの方は、教員としての現役時代からずっとやられている方もいらっしゃるので、多分、喜ばれるとは思いますが、ちょっと検討したいというふうに思います。</p>
松原委員	先立っての授業の達人で、一人、女性いましたよね。
指導室長	そうです。中学校の先生です。
松原委員	中学の。そういうように石井委員のおっしゃっていることも必要かなと思います。
教育長	検討してみてください。他に、よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	他にないようですので、この報告事項を了承させていただきます。 以上をもちまして、平成30年第6回教育委員会定例会を終了いたします。 お疲れさまでございました。
	閉会時刻 午後5時28分